

令和5年度（令和4年分）税制改正資料

R4.11.1 作成

1 住宅借入金等特別税額控除における適用期限の延長等について

- ・適用期限が4年延長（令和7年12月31日までに入居した方が対象）されました。
- ・適用対象者の所得要件が2,000万円以下に引き下げられました。
- ・令和4年から令和7年までに入居した場合の所得税の控除率が0.7%に引き下げられました。

市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除限度額

	(1)	(2)	(3)
入居した年月	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで (注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで (注2)(注3)
控除限度額	$A \times 5\%$ (最高97,500円)	$A \times 7\%$ (最高136,500円)	$A \times 5\%$ (最高97,500円)

※表中のAは所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。

注1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に限りします。

注2 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(2)の場合の控除限度額と同じになります。

注3 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は控除対象外になります。

市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除期間

	居住年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	令和4年～令和7年	13年
その他新築住宅	令和4年～令和5年	13年
	令和6年～令和7年	10年
既存住宅	令和4年～令和7年	10年

2 市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げについて

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、市民税・県民税が課税されるかの判定において未成年者にあたらないこととなりました。

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 ※令和4年度の場合、平成14年（2002年）1月3日以降に生まれた方	18歳未満 ※令和5年度の場合、平成17年（2005年）1月3日以降に生まれた方

3 セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品が見直されるとともに、申告手続きが簡素化され、適用期限が令和9年度まで5年間延長されました。

- ・対象医薬品の範囲が拡充されました。セルフメディケーション税制の概要やスイッチO T C医薬品については、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- ・確定申告の際に健康維持増進等の取り組みを明らかにする書類の添付または提示を要せず（5年間税務署の求めに提示または提出できればよい）、その取り組みをした名称等を記載することに簡素化されました。